

プラスチック分別回収の区内全域実施のお知らせ

令和4年11月から一部地域で開始したプラスチックの分別回収を、**令和7年4月1日から区内全域で実施します。**現在、可燃ごみの日や資源の日に回収しているプラスチック類（ペットボトルは除く）は、**新たに設定した「プラスチックの日」に回収します。**プラスチックを資源化することで、温室効果ガスの排出抑制をはじめとした環境への負荷軽減を図ります。

↓ プラスチック回収**3つ**のポイント

1 ごみ・資源の収集曜日に「プラスチックの日」が加わります。

資源

〈週1回〉

可燃

〈週2回〉

不燃

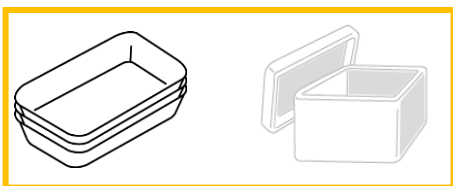
〈月2回〉



プラ

〈週1回〉

2 食品トレイ・発泡スチロールは「プラスチックの日」に回収します。



「資源の日」

「プラスチックの日」

3 次の3つに該当するものが回収対象です。

① 汚れていない ② プラスチックのみでできている ③ 30cm未満もの

対象例：弁当容器、ペットボトルの蓋とラベル、歯ブラシ、お菓子の袋など

詳細は、10月4日発行のごみ減量特集号、
区ホームページをご覧ください

詳細はこちら



年末の大掃除に向けて

12月は年末の大掃除などで、ごみが増えやすい時期です。不要な物が全てごみになるわけではありません。自分が不要と想着いても、リユース（再利用）できる可能性を秘めています。この機会に、ごみを減らす取り組みを始めてみませんか。

古着

区内の会場で月に一度、再利用できる古着を回収しています。皆様から回収した古着は、アジア・アフリカ諸国に輸出され、衣類としてリユースされます。

詳細はこちら



回収できるもの

(リユース・リサイクルできるもの)

- 1.再使用できる衣料品、皮革衣料品
- 2.フェイスタオルやバスタオルなど
- 3.帽子、左右揃った靴下
- 4.ハンカチ、スカーフ、マフラーなどの小物

回収できないもの

(リユース・リサイクルできないもの)

- 1.泥、油、ペンキなどで汚れたものなど
 - 2.布団、枕、シーツ、タオルケットなど寝具類
 - 3.絨毯、カーペット、足拭きマットなど敷物
 - 4.着物やゆかた、靴、鞆、ハンドバッグなど
 - 5.事業者からの抛出品
- その他、粗大ごみ形状のものは回収できません。

粗大ごみ

※インターネットのみの受付です。

※本区は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

詳細はこちら



○おいくら ←価格を比較したい方はこちら

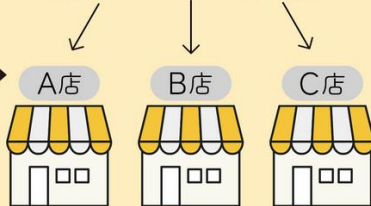
大田区では、㈱マーケットエンタープライズと連携し、買取比較サイト「おいくら」を通じたリユース（再利用）の推進を行っています。複数のリサイクル業者に査定依頼できます。

○ジモティー ←地元で譲りたい方はこちら

不用品を掲示板に投稿し、欲しいという方がいれば捨てずに譲ることができます。相手の方と譲渡方法や日時など条件を決めてお渡しできます。



おいくら?



要望にあった買取業者が見つかる



〈清掃だよりについてのご意見・お問合せ先〉

清掃事業課 蒲田清掃事務所（調布地区）
5744-1628 6459-8201
大森清掃事務所 蒲田清掃事務所（蒲田地区）
3774-3811 6451-9535

清掃だよりは大田区ホームページでも閲覧可能です。
過去1年間の清掃だよりと災害時の資源・ごみの出し方はこちら



持続可能なOTA CHOICE

このチラシは、区役所内で「回収⇒再生」した紙を使用しています。 ©大田区